



## はじめに

---

市民の皆様には、平素より本市の市政運営ならびに環境行政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、環境の保全と創造に関する基本理念を定めた「八街市環境基本条例」に基づき、健全で恵み豊かな環境を次世代へ引き継ぐための施策を推進してまいりました。現在、本市は2025年度（令和7年度）を初年度とする「八街市総合計画2025」のもと、「ひと・まち・みどりが輝く活力ある社会」の実現に向けた新たなまちづくりに邁進しております。



しかしながら、今日、地球温暖化は深刻度を増し、私たちの生活や本市の基幹産業である農業に大きな影響を及ぼしています。この喫緊の課題に対し、本市は「やちまたゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを決意いたしました。

本計画は、環境基本条例の理念を具現化し、「資源を大切に、自然に寄り添う暮らしをみんなで育むまち」を将来像として定め、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの普及拡大並びに総合的な地球温暖化対策を推し進めることで、脱炭素社会と経済活性化が両立する「持続可能なやちまた」を構築してまいります。

環境基本条例が掲げる「市民、事業者、行政の適切な役割分担と協働」こそが、この大きな目標を達成するための鍵となります。市民一人ひとりの環境に配慮した行動が、八街市の豊かな自然を守り、未来の子どもたちの笑顔へとつながります。

すべての市民が誇りを持てる、輝く八街市を共に創り上げていくため、皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ熱心にご審議いただきました八街市環境審議会委員の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただきました市民の皆様及び事業者の皆様並びに関係機関の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

2026年(令和8年)3月

八街市長 北村 新司

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1-1	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の背景.....	01
1-2	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ.....	05
1-3	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の期間.....	06
1-4	環境基本計画の対象.....	06
1-5	市・市民・事業者の役割と責務.....	07

## 第2章 環境の現状

2-1	環境分野の社会潮流.....	09
2-2	本市の現状.....	13

## 第3章 めざすべき環境像と目標

3-1	環境像.....	22
3-2	環境像実現のための基本目標と環境指標.....	23

## 第4章 目標達成のための施策

4-1	施策の体系図.....	25
4-2	具体的な取組.....	26

## 第5章 計画の推進体制・進捗管理

5-1	計画の推進体制.....	44
5-2	計画の進捗管理.....	45

### 本計画の図表について

- 各図表においては、端数処理の関係で **合計が合わない箇所**があります。
- 注釈は「※」で示しています。

